

輸入木材（丸太）の取扱い方について

昭和 36 年 3 月 29 日蔵税第 419 号

改正 平成 7 年 3 月 31 日蔵関第 297 号

1 輸入木材（丸太）に係る輸入申告数量等について

輸入木材（丸太）の輸入申告に際して輸出国で発行する輸出明細書の添付のある場合は、その明細書の一部について長さ、直径等について対照検査を行う。この場合メートル以外の単位で表示してあるものは、メートルに換算して実測と対照（明細書に表示されている数値は括約してあるので、実測数値との間に相当の開きがあるので注意する。）するものとし、誤差が通常の商取引上の範囲内のものであれば、数量、価格共インボイスを認め、インボイス数量から立方メートルへの換算は、1 フードボードメジュアは 0.0023597 立方メートル、1 ハーコングルフィートは 0.0030045 立方メートルによる。

なお、輸出明細書の添付のない場合又は誤差が非常に大きい場合は、揚地の毎木検尺による材積表の提出を求め、その一部について対照検査を行い、数量については、提出された材積表の数量の実検数量とし、価格については、通常認められる艶囲内の単価のものであれば、インボイス価格を認めて差し支えない。

求積法

材積の求積は次によるが、便宜添付した輸入木材材積表の南洋材材積表によることを妨げない。

$$\text{算式 } V = D^2 \times 0.7854 \times L \times \frac{1}{10,000}$$

V=材積（立方メートル）

D=丸太の中央直径（センチメートル）

L=丸太の長さ（メートル）

(1) 材長

20 センチメートル単位で計り、その端数は切り捨てる。

(2) 中央直径

イ 末口の最小径と最大径を 2 センチメートル単位で計り、その平均値をとる。

ロ 元口の最小径と最大径を 2 センチメートル単位で計り、その平均値をとる。

ハ イとロのそれぞれ平均値を更に平均したものを丸太の中央直径とみなし、その値が 1 センチメートルに満たないときは切り捨てる。

(3) 1 本当りの材積は小数以下 4 位を四捨五入して 3 位にとどめる。

(4) 測定上の留意点

イ (2)イ及びロの測定にあたっては、材の長さの方向に直角な断面について計るものとし、樹皮付の丸太は樹皮を除いた部分について計る。

ロ 根張りの著しいもの、めどあな及び心腐れ、入り皮、割れ等の欠点のあるものは、相当の歩引きをする。

2 唐木類その他重量取引による材

こくたん、紅木、リグナムバイク等、通常重量取引によるもので、材積の記入のないものは、特に実検した場合を除き、その重量から比重換算した材積によつて差し支えない。

3 材積と重量との換算について

インボイス面に重量又は材積のいずれかが記載されていないとき又はその重量、材積の換算率に疑義のあるものは、特に計量した場合を除き、下記の比重によつて換算をして、それぞれ数量を算出する。

材積と重量との換算率基準

材 別	比 重
枕木（材種を問わない。）	0.75
枕木(パイリングを含み、材種を問わない。)	0.70
電柱	0.70
その他の木材	
唐木類（しまこくたんを含む。）及びリグナムパイタ	1.15
きり	0.35
その他の広葉樹類	0.75
その他の針葉樹類	0.63